

「高知県歯と口の健康づくり条例（仮称）」に対する意見の募集結果について

「高知県歯と口の健康づくり条例（仮称）」について、平成22年8月5日（木）から同年8月25日（水）まで皆様からの意見募集を実施したところ、2名の方からご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とご意見に対する考え方について、下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

ご意見をお寄せいただいた方々に厚くお礼申し上げます。

○意見の要旨
<p>前文の文頭に「人生にとって、健康ほど幸せなことではない」とあるのは最適と言えないのではないかと。人生観は個々に特有なものであり、健康が人生の目的ということではなく、幸せな人生を送るための資源ではないかと。</p> <p>また、前文全体を通して、論理の展開が曖昧であり、歯と口の健康づくりが全身の健康に重要であることなどを分かりやすく説明してはどうか。</p>
○意見に対する高知県議会自由民主党の考え方
<p>すべての条例に前文が置かれるものではなく、前文により直接法的な効果が生ずるものではありませんが、条例制定の由来や基本原則を強調する場合、条例制定者の思いを伝える場合に前文を設けることがあります。</p> <p>今回、条例案を作成するにあたり、高知県議会自由民主党として制定に至った思いを前文として表現をしました。歯と口の健康づくりが豊かで幸せな人生と切り離すことができないこと、また、歯と口の健康づくりを県民運動とし、県民全体の生活の質の向上を目指すことをご案内の前文として決意表明させていただきますことをご理解いただきたいと思います。</p>

○意見の要旨

就学者への歯科健診が年一回行われている一方で、就業者に対する歯と口のケアのプロセスが不足しているのではないかと。就業者に対するケアの重要性を盛り込むべきではないかと。

○意見に対する高知県議会自由民主党の考え方

ご指摘のとおり、従来の歯科保健行政においては、就業者をはじめとする成人に対する施策が手薄になっていたと我々も感じていました。

そこで今回、条例案の第7条第1項で、事業者の役割として従業員に対する歯科健診等の取組が促進されるよう規定しています。併せて、条例案の第8条第3項では、県民自ら歯と口の健康づくりに取り組むよう規定しています。

条例では、施策の方向性を規定し、就業者に対する歯科健診などの具体的な取組は執行機関の各種事業の負うところになります。

これからも、高知県議会自由民主党としては、歯と口の健康づくりを全世代の県民運動とする条例の趣旨を踏まえ、成人に対する有効な歯科保健施策を展開するよう求めていきます。